

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

1 概要

産業廃棄物処理業者である有限会社三上工務店に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2（許可の取消し）の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を取消しました。

2 被処分者及び行政処分の内容

事業者 （住所）	有限会社三上工務店 （広島県福山市神辺町字十三軒屋153番地の1）
許可の状況	産業廃棄物収集運搬業 許可番号：第09100064104号 許可年月日：2024年（令和6年）8月31日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
処分の年月日	2026年（令和8年）4月14日
処分理由	同社は、2025年（令和7年）12月16日付けで、福山簡易裁判所において、法第16条の2（廃棄物の焼却禁止）の規定に違反したことにより罰金刑が確定し、同日に刑の執行が終了した。 このことは、法第14条の3の2第1項第1号に該当するため。